

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

不利益処分の内容	特別障害者手当不正利得の徴収	
根拠法令等及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の5において準用する第24条	
処分基準	根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の5において準用する第24条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 市長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 1の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。</p>	

